

このクラブ規約（以下、「本規約」とする）は、一般社団法人和歌山希望クラブ（以下「当クラブ」とする）と、各種スクール生（チーム選手）・各教室の受講生（以下「賛助会員」という）との関係に適用し、受講料、会費、入会、退会及び賛助会員の権利義務等、当クラブの運営方法の基本的事項を定めるものです。

## 第 1 章 総則

（受講規約の適用）

第 1 条 当クラブは、賛助会員との間に本規約を定めることにより、当クラブの運営を行います。また、当クラブが随時必要に応じて発表する諸規定も、本規約の一部を構成します。

（賛助会員規約の変更）

第 2 条 当クラブは、円滑な運営のために必要と判断した場合には、賛助会員の事前の承諾を得ることなく、本規約を変更することができます。変更後の規約については、当クラブのサイト上への掲載、各種コミュニティへの投稿、電子メール、書面、その他当クラブが適切と判断する方法により通知した時点から、その効力を生じます。

（用語の定義）

第 3 条 本規約において使われる用語については、次の各号に定義します。

(1) 賛助会員とは、当クラブの目的に賛同してスクール（各教室）およびチームの申し込みをし、理事会にて活動及び受講を承認された団体もしくは個人をいいます。

(2) 書面とは、当クラブが指定した書式による文書、または任意の

書式による文書(電子書面を含む)を指します。また、入会申込時に登録している電子メールアドレスからの発信による当クラブ事務局への通知、連絡も書面と認められます。

## 第2章 入会申込等

(入会申込等)

第4条 当クラブのスクール(各教室)及びチームの賛助会員申込をする方は、入会申込書、もしくは、Webサイト上の申込フォームに必要事項を記載して、当クラブ事務局に提出することとします。

2. 当クラブの事務局は、前項の申し込みがあったときは、第5条に定めに従い、活動及び受講の承認・不承認を決定し、これを入会申込者に対し通知します。

3. 第6条に定める入会金の納入日を賛助会員申込日とします。また、入会時に月会費の銀行引落届出書および会員カード発行用の写真を提出必要があります。

(受講の不承認等)

第5条 当クラブは、受講生になろうとする者が、第4条の申し込みがあったとき、次の各号に該当する場合、入会申込を承認しないことがあります。

(1) 当クラブの趣旨に賛同していないこと

(2) 過去に本規約違反またはその他規約に違反しことを理由として除名または退会処分を受けたことがあること

(3) 第4条の入会申込書の記載事項に、虚偽記載、誤記または記入漏れがあるとき

(4) その他、前各号に準ずる場合で、当クラブが入会申込を適当でないと判断した場合

(受講料)

第 6 条 入会のための料金は、各講座の案内ページに記載の通りとなります。但し入会金は、1 名につき 7,000 円となります。また、同時に年会費 3,000 円とあわせて 10,000 円の入金が必要となります。

2. 受講生は第 4 条第 2 項により入会申込を承認され、通知を受けた後、指定のある方法にて、入会金、年会費と月の受講料を納入する必要があります。

3. 月額課金型の活動及び講座の場合、自動口座振替の手続を通じて月会費を納入しなければなりません。月会費は、毎月 27 日(休日の場合には翌営業日)に、翌月分の活動費及び受講料として引き落とされます。こうして納付された月会費は、返還しないものとします。(口座振替できる銀行は、紀陽銀行とします)

### 第 3 章 受講生の権利義務

(賛助会員の権利)

第 7 条 賛助会員は次の権利を有します。

(1) 当クラブの会場、もしくは、他のトレーニングに参加することができます。但しスクール(各教室)によって月会費が異なります。但し、入会金は、免除されます。一部提携クラブについては、別途確認が都度必要になりますので問合せしてください。

(2) 当クラブが主催するイベントの告知サービスを受けることができます。

(3) 当クラブが無料で提供する資料などのデータを受領できます。また、イベント(無料・有料)に参加する事ができます。

(賛助会員の義務)

第 8 条 賛助会員は次の義務を負います。

- (1) 当クラブの月会費等を納入すること。
- (2) 受講した内容をもとに、成果創出に努めること。
- (3) 賛助会員の登録事項に変更が生じたときは、当クラブ所定の方法により変更の手続きを行うこと。

## 第 4 章 賛助会員資格の喪失(月額課金型の場合)

(退会・休会)

第 9 条 賛助会員が退会しようとするときは、別途定める退会届を事務局に提出しなければなりません。毎月 5 日までに退会届が受理されましたら、その月の 27 日(休日の場合には翌営業日)分より自動引き落としの停止が可能となります。

2. 賛助会員が退会する際には、退会日までにそれまで滞納していた会費等を全て支払う必要があります。

3. 賛助会員は次のいずれかの一つに該当するときは、退会したものと見なします。

- (1) 後見開始または補佐開始の審判を受けたとき。
- (2) 死亡または失踪宣告を受けたとき。
- (3) 法人または団体が解散し、または破産したとき。
- (4) 月会費を納入せず、督促後 6 カ月経過したとき。

4. 賛助会員が休会するときは、別途定める休会届を事務局に提出しなければなりません。毎月 5 日までに休会届が受理されました

ら、その月の27日（休日の場合には翌営業日）分より自動引き落としの停止が可能となります。

（除名）

第10条 当クラブは、賛助会員が次の各号に該当するときは、当該賛助会員に対し事前に通知及び勧告することなく、当該賛助会員の資格を停止または解除することがあります。

(1) 月会費が支払われないとき

(2) 内外の諸法令または公序良俗に反する行為を行ったとき

(3) 当クラブ、他の賛助会員または第三者の商標権、特許権、意匠権、著作権、その他財産、プライバシーを侵害した場合またはそのおそれのある行為をした場合

(4) 当クラブ、他の賛助会員または第三者を誹謗中傷する情報を流したとき

(5) 入会申込書に虚偽の事項を記載したことが判明したとき

(6) 当クラブ、他の賛助会員または第三者の名誉または信用を失墜させる行為があったとき

(7) 本規約に違反した場合

(8) その他、当クラブが賛助会員として不適当と判断した場合

（賛助会員の資格喪失に伴う権利及び義務）

第11条 賛助会員が第9条または前条の規定によりその資格を喪失したときは、当クラブに対する権利を失います。また、未履行の義務及び規則に定めがある場合は、継続して義務を負います。

2. 当クラブは、賛助会員がその資格を喪失した場合、既に納入した会費その他の拠出金品は返還いたしません。ただし、当クラブが募集する基金に関しては、別途定める募集要項に従い返還するものとします。

## 第5章 禁止行為

(禁止行為)

第12条 当クラブの認定講師としての資格取得をした方を除き、賛助会員は無断で当クラブの名称及び受講生名簿等、またその活動主旨・活動内容を利用して、個人や他の特定団体の利益等を目的とした宣伝活動や営業活動を行ってははいけません。

2 その他、第10条各号に定める行為、当クラブの主旨に反する行為等を行ってははいけません。

## 第6章 情報管理

(個人情報保護)

第13条

1. 賛助会員の個人情報(住所・氏名・写真・電話番号・FAX番号・電子メールアドレス等)は、個人情報保護のため、全賛助会員がその取扱いには十分注意し、賛助会員以外の第三者に名簿を有償・無償を問わず譲渡もしくは貸与し、またはその内容の一部もしくは全部を何らかの媒体に公表してはいけません。

2 当クラブは、当クラブが保有する賛助会員の個人情報に関して適用される法規を遵守するとともに、当クラブが別途定める個人情報保護方針に従い、当該個人情報を適切に取り扱うものとします。

## 第7章 知的財産

(知的財産の帰属)

第14条 当クラブが創作するすべての著作物、ノウハウ、アイデア、発明、考案、意匠、商標等に関する権利は、当クラブに帰属します。

(知的財産の保護)

第 15 条 当クラブが作成し発行する全ての資料・データ等については、無断で他の媒体に掲載し、第三者に有償・無償を問わず譲渡もしくは貸与し、または公表してはいけません。

## 第 8 章 損害賠償等

(損害賠償)

第 16 条 賛助会員が、本規約及び本規約に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によって当クラブが損害を受けた場合、当該賛助会員は、当クラブが受けた損害を当クラブに賠償することとします。

(免責)

第 17 条 当クラブは、賛助会員に提供するサービスの利用により発生した賛助会員の損害等に対し、当クラブの故意または重過失による場合を除き、いかなる理由によっても損害賠償責任その他一切の責任を負わないものとします。

## 第 9 章 残存条項

(残存条項)

第 18 条 退会した場合または会員資格が停止もしくは解除された場合であっても、第 12 条乃至第 17 条および本条の規定は有効に存続するものとします。

## 第 12 章 その他

( 準 拠 法 )

第 19 条 本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

( 合 意 管 轄 )

第 20 条 賛助会員と当クラブの紛争については、和歌山地方裁判所をその管轄裁判所とします。

( 規 定 の 追 加 )

第 21 条 本規約に定めのない事項で、必要と判断される事項については、順次当クラブが定めるものとします。

附 則

本規定は、令和 2 年 3 月 1 日から施行します。

令和 2 年 11 月 2 日 改 定